

令和8年度徳島県相談支援従事者研修(現任研修)に関するQ&A

No.	質問	回答																
1	県外からの申込みなのですが受講できますか？	県外事業所の方は受講できません。																
2	相談支援従事者研修(現任研修)の受講年度について教えてください。	<p>相談支援従事者研修(初任者研修Ⅰ)を修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに相談支援従事者研修(現任研修)の受講が必要です。その後も5年毎に現任研修の受講が必要です。なお、受講年度については最終年度に限らず5年間のうちのどの年度でも受講可能です。</p> <p><例></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>～</td> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> <td>～</td> <td>令和5年度</td> <td>・・・以降同じ</td> </tr> <tr> <td>初任者研修Ⅰ修了</td> <td>初年度</td> <td>～</td> <td>5年度目</td> <td>6年度目</td> <td>～</td> <td>10年度目</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"> 平成26年度～30年度の間 現任研修を1回以上修了する </p> <p style="text-align: center;"> 令和元年度～5年度の間 現任研修を1回以上修了する </p>	平成25年度	平成26年度	～	平成30年度	令和元年度	～	令和5年度	・・・以降同じ	初任者研修Ⅰ修了	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目	
平成25年度	平成26年度	～	平成30年度	令和元年度	～	令和5年度	・・・以降同じ											
初任者研修Ⅰ修了	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目												
3	以前、初任者研修Ⅰを受講しましたが、それ以降現任研修は受けていません。この場合、どの研修を受講すればいいですか？	<p>初任者研修Ⅰを受講後、翌年度を初年度として、5年目の年度末までに現任研修の受講が必要です。受講していない場合は、相談支援専門員として配置できません。初任者研修Ⅰを再受講する必要があります。</p> <p>(例)平成25年度に初任者研修を受講した方で平成30年度までに一度も現任研修を受講していない方は、初任者研修Ⅰの再受講が必要です。</p>																
4	現任研修受講に必要な実務経験要件を教えてください。	<p>現任研修の受講要件は次のとおりです。</p> <p>(1)現任研修を初めて受講する方 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること</p> <p>(2)現任研修を過去に1回以上修了している方 次の①又は②に当てはまること</p> <p>①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること ②現に相談支援業務に従事していること</p> <p>※「相談支援の実務経験」とは「指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障がい児相談支援事業所及び基幹相談支援センター等における相談支援業務に従事した経験」をいいます。</p>																
5	受講申込フォームの中の「優先順位」は事業所・施設全体での順序ですか？	1つの研修に1つの事業所から複数人お申込みされる場合には、事業所毎に申込者の優先順位をつけてください。																
6	過去に受講した研修の修了証書をなくしてしまいました。再発行してもらえますか？	<p>修了証書の再発行はできませんが、修了証明書を発行いたします。修了証明書交付申請書の様式はホームページに掲載しております。詳しくはホームページをご覧ください。</p> <p><ホームページURL> https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/shogai/fukushi/7239209/</p>																